

職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十四年十月四日

佐賀県知事 古川 康

佐賀県条例第四十三号

職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例

職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成七年佐賀県条例第十八号）の一部を次のように改正する。

第二十二條第三号中「骨髓液の」を「骨髓若しくは末梢血幹細胞移植のための末梢血幹細胞の」に、「又は骨髓移植のため」を「又は」に、「骨髓液を」を「骨髓移植のため骨髓若しくは末梢血幹細胞移植のため末梢血幹細胞を」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例に係る新旧対照表

改 正 後	改 正 前
<p>(特別休暇)</p> <p>第二十二条 職員が次の各号のいずれかに該当した場合は、それぞれ当該各号に定める期間の特別休暇を与えることができる。</p> <p>一・二 略</p> <p>三 骨髄移植のための骨髄若しくは末梢血幹細胞移植のための末梢血幹細胞の提供希望者としてその登録を実施する者に対して登録の申出を行い、又は配偶者、父母、子及び兄弟姉妹以外の者に、骨髄移植のため骨髄若しくは末梢血幹細胞移植のため末梢血幹細胞を提供する場合 当該申出又は提供に伴い必要な検査、入院等のためその都度必要と認める期間</p> <p>四 十 略</p>	<p>(特別休暇)</p> <p>第二十二条 職員が次の各号のいずれかに該当した場合は、それぞれ当該各号に定める期間の特別休暇を与えることができる。</p> <p>一・二 略</p> <p>三 骨髄移植のための骨髄液の提供希望者としてその登録を実施する者に対して登録の申出を行い、又は骨髄移植のため配偶者、父母、子及び兄弟姉妹以外の者に骨髄液を提供する場合 当該申出又は提供に伴い必要な検査、入院等のためその都度必要と認める期間</p> <p>四 十 略</p>